

報告第 14 号

臨時代理した事件（名張市教育支援委員会委員の委嘱及び任命）の承認について

名張市教育支援委員会規則（昭和 52 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づく名張市教育支援委員会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市教育支援委員会 委員名簿

委嘱・任命期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

委員一覧					前委員（継続委員は除く）	
	区分	氏名	所属団体・役職名	当初委嘱・任命日	氏名	所属団体・役職名
1	第1号委員	小林 穂高	名張市立病院副診療部長	平成31年4月1日		
2	第2号委員	大矢 智子	伊賀児童相談所主任	令和7年4月1日	栗田 弘二	伊賀児童相談所主査
3	第3号委員	浜口 寛規	伊賀つばさ学園教諭	令和6年4月1日		
4	第4号委員	西岡 俊充	すずらん台小学校長 (校長会代表)	令和5年4月1日		
5	第4号委員	福島 良和	名張中学校長 (校長会代表)	令和7年4月1日	宮崎 慎治	百合が丘小学校長 (校長会代表)
6	第5号委員	中野 絢子	桔梗が丘小学校教諭 (チーフコーディネーター)	令和7年4月1日	小谷 伸幸	蔵持小学校教諭 (チーフコーディネーター)
7	第5号委員	山岡 正典	比奈知小学校教諭 (チーフコーディネーター)	令和5年4月1日		
8	第5号委員	亀田 真理子	美旗小学校教諭 (チーフコーディネーター)	平成30年4月1日		
9	第5号委員	山岡 久恵	蔵持小学校教諭 (チーフコーディネーター)	令和5年4月1日		
10	第5号委員	鯨根 裕生	すずらん台小学校教諭 (チーフコーディネーター)	平成31年4月1日		
11	第5号委員	青山 千春	梅が丘小学校教諭 (チーフコーディネーター)	令和5年4月1日		
12	第5号委員	青木 由美子	百合が丘小学校教諭 (チーフコーディネーター)	令和2年4月1日		
13	第5号委員	黒宮 隆充	赤目中学校教諭 (チーフコーディネーター)	令和4年4月1日		
14	第5号委員	濱村 麻世	南中学校教諭 (チーフコーディネーター)	令和3年4月1日		
15	第5号委員	篠沢 孝明	美旗小学校教諭 (通級指導教室担当)	令和7年4月1日	平野 かおる	桔梗が丘小学校教諭 (通級指導教室担当)
16	第5号委員	岡部 裕佳子	百合が丘小学校教諭 (通級指導教室担当)	令和7年4月1日	山田 利佳	北中学校教諭 (通級指導教室担当)
17	第6号委員	中津 さおり	保育幼稚園室 保育指導担当室長	令和5年4月1日		
18	第6号委員	千歳 美知代	子ども発達支援センター 副センター長	平成31年4月1日		
19	第6号委員	山村 理恵	子ども発達支援センター 教育専門員	令和7年4月1日	中野 絢子	子ども発達支援センター 教育専門員

(設置)

第1条 特別な支援が必要な幼児及び児童生徒に対する就学支援の適正を期するとともに、就学前からの教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行い、本市特別支援教育の振興及び充実に資するため、名張市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、保護者からの申出、学校長の内申又は公共機関からの連絡等に基づく教育委員会の要請に応じて次の事務を行う。

- (1) 就学指導及び就学支援に必要な資料の調査作成
- (2) 就学措置の総合判定及び就学先の調整
- (3) 入級指導及び入級支援並びに教育相談
- (4) 就学後の支援に関する助言
- (5) その他支援相談に必要な事務

(構成)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 専門医師
- (2) 児童相談所の職員
- (3) 県立特別支援学校の職員
- (4) 名張市小中学校校長会代表
- (5) 特別支援教育担当者
- (6) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要と認めるときは、次に掲げる者の出席を得て説明又は意見を求めることができる。

- (1) 当該学校長及び学級担任
- (2) 当該学校医又はこれに代わる専門医
- (3) 市及び市教育委員会関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他委員会が必要と認める者

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 省略